

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和5年7月18日

甲府市長 樋口雄一

1 業務名

甲府市女性起業等支援「Can-Pass plus（キャン-パス プラス）」業務

2 業務概要

本業務は、やりたいことが明確に定まっており、既に起業等の活動を始めている又は起業等の準備を行っている女性を対象に、実践的ノウハウの学びを提供する研修等を実施し、やりたいことを継続するための支援を行うことで、切れ目のない起業等支援体制の構築を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務と類似した女性の起業に係る研修等支援の実績を有していること。
- (2) 本業務を受託した場合、甲府市（以下「市」）との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (3) 市区町村税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 告示の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 甲府市女性起業等支援「Can-Pass plus（キャンパス プラス）」業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」）、仕様書及び各種様式等は、市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書等の作成については甲府市女性起業等支援「Can-Pass plus（キャンパス プラス）」業務企画提案書等作成要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市 市民部 市民総室 人権男女参画課 女性活躍係

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）

TEL 055-225-3940（直通）

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp